

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目9番18号
株式会社LAホールディングス
代表取締役社長 脇 田 栄 一

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

書面による議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、2021年3月29日（月曜日）午後7時までに到着するようご送付お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝16階 「曙」
（末尾「株主総会会場のご案内」をご参照下さい）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第1期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第1期（自2020年7月1日 至2020年12月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額決定の件
 - 第4号議案 取締役に対する業績連動型報酬制度の導入の件
 - 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬制度の導入の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。

- ◎ 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.lahd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会の提供書類には記載しておりません。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<株主の皆様へのお願い>

- ・株主総会当日までに運営方法等の変更が生じる場合は、適宜当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。また、会場に設置するアルコール消毒液をご利用ください。
- ・当日は受付で検温をさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。体調不良とお見受けする方は、入場をお断りさせていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が少なくなっております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・本総会の所要時間短縮のため、報告事項や議案の詳細なご説明を省略させていただきます場合がございます。事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は2020年7月1日に単独株式移転の方法により株式会社ラ・アトレの完全親会社として設立されましたが、株式会社ラ・アトレの連結財務諸表を引継いで作成しておりますので、当連結会計年度は2020年1月1日から2020年12月31日となります。また、連結の範囲に実質的な変更はないため、前年同期と比較を行っている項目については株式会社ラ・アトレの2019年12月期の連結業績と比較しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により景気は依然として厳しい状況にあります。段階的な経済活動の再開や各種政策の効果等による持ち直しの動きが期待されましたが、新型コロナウイルスの再拡大に伴う2度目の緊急事態宣言により、先行きが不透明な状況が続いております。

不動産業界においては、不動産投資市場が、J-REITなどの投資事業者の需要動向の中で堅調に推移いたしました。また、首都圏における中古マンション市場は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言などにより、成約件数は一時的に大幅に減少いたしました。緊急事態宣言解除後の成約件数は不安定な動向であるものの回復基調で推移いたしました。首都圏の賃貸市場は、マンション賃料が底堅く推移し、オフィス賃料は新築オフィスビルが上昇するも既存オフィスビルは下落基調となりました。一方、福岡エリアのオフィス賃料は底堅く推移いたしました。

このような事業環境の中、当社グループは新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、新築不動産販売部門においては、収益用不動産の堅調な需要動向の中で中核事業である収益不動産開発及び販売活動に注力してまいりました。また、再生不動産販売部門においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済活動の停滞に伴う販売活動の正常化が遅れる中で、仕入物件を「都心一等地」、「100㎡の広さ」により厳選するとともに、プレミアムリノベーション「100 Million-Renovation」、「200 Million-Renovation」シリーズを中心とした販売活動を行ってまいりました。不動産賃貸事業部門においては、成長分野であるヘルスケア施設及び営業基盤の強化を図る福岡エリアなど、堅調な収益獲得の見込める賃貸不動産の積極的な開発を進め、安定的な収益源として賃貸ポートフォリオの投資規模を拡大し、賃貸不動産の増強及び質的向上を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高及び損益に関わる業績は以下のとおりとなります。

① 売上高

(i) 不動産販売事業の新築不動産は、住居系開発の高級賃貸レジデンス「THE DOORS」(広尾)及びテレワーク需要に対応した賃貸レジデンス「Pair」(新大久保)、商業系開発の都市型商業ビル開発「A*G神宮前2」及び「A*G六本木」、工業団地開発「ラ・アトレ古賀インダストリー」(福岡)の全4区画などの引渡し完了したことなどにより、売上高10,121百万円(前年同期比101.1%増)となりました。

(ii) 不動産販売事業の再生不動産は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、販売活動の正常化が遅れたことなどにより、販売戸数36戸、売上高2,871百万円(同53.1%減)となりました。

(iii) 不動産賃貸事業は、ホスピス住宅「ナーシングホームOASIS藤が丘」(名古屋)、オフィスビル「LA HAKATA」及び「LA HAKATA 2」、レジデンシャルホテル「LAホテル福岡2」及び「LAホテル福岡3」が竣工し、賃貸資産が増加したことなどにより、売上高688百万円(同38.8%増)となりました。

この結果、売上高は、13,757百万円(前年同期比17.9%増)となりました。セグメント別売上高の概況は以下のとおりであります。

セグメント	金額(千円)	構成比(%)
不動産販売事業	12,992,234	94.4
(新築不動産)	(10,121,018)	(73.5)
(再生不動産)	(2,871,216)	(20.9)
不動産賃貸事業	688,453	5.0
その他事業	76,751	0.6
合計	13,757,440	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 営業利益

販売費及び一般管理費は1,478百万円(前年同期比14.2%増)となりました。

その結果、営業利益は1,124百万円(同50.7%減)となりました。

③ 経常利益

不動産賃貸事業においてテナントの中途解約による違約金収入の発生などにより営業外収益206百万円、営業外費用351百万円を計上した結果、経常利益は978百万円(前年同期比51.9%減)となりました。

④ 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税等を319百万円、法人税等調整額を9百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は650百万円（前年同期比52.9%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきまして、主に不動産賃貸事業の賃貸不動産開発を進めたことにより、ホスピス住宅「ナーシングホームOASIS藤が丘」（名古屋）、オフィスビル「LA HAKATA」及び「LA HAKATA2」、レジデンシャルホテル「LAホテル福岡2」及び「LAホテル福岡3」の竣工等、有形固定資産及び無形固定資産の増加額は2,998百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、主に不動産の販売事業及び賃貸事業を行うために、仕入計画に照らして、必要な資金（金融機関からの借入）を調達しております。この結果、当連結会計年度末における借入金残高は、16,058百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、更なる事業の発展とより強固な事業体制の構築を目的として、2020年7月1日に持株会社体制へ移行しました。新体制のもと、持続的成長と中長期的な企業価値向上をグループ経営における最重要課題と位置付け、これらの実現に向けて当社が対処すべき主な課題は以下の通りです。

① 経営基盤の強化

当社グループの更なる事業拡大及び持続的な成長を遂げていくためには、事業ポートフォリオの拡大に加え、財務健全性向上の観点から自己資本比率20%以上を維持しつつ、25%を目指すとともに、資本効率向上の観点からROE 20%以上を目標とし、これらの取り組みにより経営基盤の強化を図っていくことが必要であると認識しております。

② 新規事業の創出

世界的な環境意識の高まりを背景にサステナビリティの取り組みが重要視される中、再生可能エネルギー事業に進出し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。また、事業領域の拡大に向け新規事業の創出を図るうえで、九州エリアのスタートアップ企業、事業承継を検討中の企業、企業再編を求める企業等を候補先とする投資事業の検討に加え、AI・IoTを導入したDX事業の検討など、新たな収益機会の獲得を目指してまいります。

③ 既存事業の深化

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当社グループを取り巻く事業環境は急速な変化を遂げる中、このような環境下で持続的な成長を遂げていくために、当社の中核事業である不動産開発事業においては、景気の影響を受けにくい住居系開発を主力とし、一方、商業開発については、市況を見極めつつ生

活利便施設を慎重かつ十分見定めながら仕入れを行っていくなど、競争優位性が発揮できる独自のポジションを確立してまいります。

④ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループの持続的な成長及び企業価値向上を実現するために、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要であると認識しております。経営の透明性及び健全性確保の観点から、リスク管理の整備やグループ全体の横断的なコンプライアンス体制による法令遵守の徹底に努め、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	期 別	第1期 (当連結会計年度)
		2020年12月期
売 上 高		13,757,440
経 常 利 益		978,843
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		650,236
1株当たり当期純利益		123.58円
総 資 産		23,630,052
純 資 産		4,349,293
1株当たり純資産		931.88

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2020年7月1日設立のため、前連結会計年度以前に係る記載はしてありません。

(6) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ラ・アトレ	490,000千円	100.0%	新築不動産開発及び販売、再生不動産企画販売、賃貸不動産の運用等
株式会社L Aアセット	10,000千円	100.0%	賃貸不動産の運用
株式会社ラ・アトレレジデンシャル	5,000千円	100.0%	再生不動産の事業企画及び販売、新築不動産の販売代理、不動産仲介等
L' ATTRAIT PROPERTY DEVELOPMENT INC.	500千ドル	49.0%	不動産の開発

- (注) 1. 当社の出資比率は、子会社による出資を含めて算出しております。
2. 2020年7月1日付で、株式会社ラ・アトレレジデンシャルは株式会社L Aアセットへ、株式会社L Aソリューションは株式会社ラ・アトレレジデンシャルへ、それぞれ社名を変更しております。

③ 特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ラ・アトレ	東京都港区海岸一丁目9番18号 国際浜松町ビル5階	4,190,653千円	4,298,835千円

(7) 主要な事業内容

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行っております。

当社グループは、主として不動産販売事業、不動産賃貸事業を行っております。

(8) 主要な事業所

①当社

本 社：東京都港区海岸一丁目9番18号 国際浜松町ビル5階

②子会社

本 社：東京都港区海岸一丁目9番18号 国際浜松町ビル5階

札幌支店：北海道札幌市北区北6条西6丁目2番地24号 第2山崎ビル7階

松本支店：長野県松本市蟻ヶ崎台20番2

名古屋支店：愛知県名古屋市中村区名駅四丁目25番17号 三喜ビル6階

大阪支店：大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4-1000号 大阪駅前第四ビル10階

福岡支店：福岡県福岡市博多区中洲五丁目6番10号 LA博多8階

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
45名	40.3歳	6年1ヵ月

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	1,691,800千円
大東京信用組合	1,576,656千円
株式会社SBJ銀行	1,535,520千円
株式会社香川銀行	1,249,320千円
株式会社西日本シティ銀行	901,749千円

II 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 17,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,274,919株

(3) 株主数 3,234名 (うち単元株主数 3,074名)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
合同会社城山21世紀投資	490,700	10.7
サマーバンク合同会社	407,000	8.9
サマーリバー合同会社	278,700	6.1
築地株式会社	220,000	4.8
脇田栄一	141,200	3.1
昭栄電気工具株式会社	140,000	3.1
鈴木良一	111,200	2.4
武藤伸司	101,700	2.2
細川治城	100,000	2.2
笠原朗	94,700	2.1

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権の内容

- ・発行決議日

2019年4月11日

(株式会社ラ・アトレにおける取締役会決議日)

- ・新株予約権の数

1,000個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株(新株予約権1個につき100株)

- ・新株予約権の払込金額

当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株あたり1円

- ・増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2021年4月27日から2029年4月10日まで

- ・新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面(除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等)を本新株予約権の行使請求書に添付す

ることを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	1,000個	100,000株	3人

株式会社L Aホールディングス第3回新株予約権の内容

・ 発行決議日

2020年7月9日

・ 新株予約権の数

1,000個

・ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株（新株予約権1個につき100株）

・ 新株予約権の払込金額

当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株あたり1円

・ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・ 新株予約権を行使することができる期間

2022年8月1日から2030年7月31日まで

・新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	1,000個	100,000株	4人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権の内容

・ 発行決議日

2018年6月14日

(株式会社ラ・アトレにおける取締役会決議日)

・ 新株予約権の数

232個

・ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式23,200株（新株予約権1個につき100株）

・ 新株予約権の払込金額

当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株あたり1円

・ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・ 新株予約権を行使することができる期間

2021年6月29日から2026年6月30日まで

・新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・使用人等の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
使用人等	232個	23,200株	28人

IV 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	脇 田 栄 一	株式会社ラ・アトレ 代表取締役社長 株式会社LAアセット 代表取締役社長
取 締 役	自 見 信 也	株式会社ラ・アトレ 取締役 株式会社ラ・アトレレジデンシャル 取締役
取 締 役	八 尾 浩 嗣	株式会社ラ・アトレ 取締役 株式会社LAアセット 取締役
取 締 役	栗 原 一 成	株式会社ラ・アトレ 取締役 株式会社LAアセット 取締役 株式会社ラ・アトレレジデンシャル 取締役
取 締 役	福 田 大 助	山王シティ法律事務所 パートナー弁護士 田中商事株式会社 社外取締役(監査等委員)
常 勤 監 査 役	神 保 剛	株式会社ラ・アトレ 監査役 株式会社LAアセット 監査役 株式会社ラ・アトレレジデンシャル 監査役
監 査 役	佐 藤 明 充	佐藤税理士法人 代表社員 東光監査法人 代表社員
監 査 役	江 口 正 夫	海谷・江口・池田法律事務所 代表者

- (注) 1. 取締役福田大助氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役福田大助氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役佐藤明充氏及び監査役江口正夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役佐藤明充氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額と定めております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 31,929千円 (うち社外取締役 1名 900千円)

監査役 3名 2,100千円 (うち社外監査役 2名 2,100千円)

(注) 1. 上記取締役に対する報酬等の額には、株式報酬型ストック・オプション報酬に係る費用計上額31,029千円を含めております。

2. 当事業年度中に当社子会社の取締役を兼務した4名の取締役又は監査役に対しては、上記とは別に当該子会社から合計74,700千円の役員報酬が支給されております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役福田大助氏は、山王シティ法律事務所のパートナー弁護士及び田中商事株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役佐藤明充氏は、佐藤税理士法人の代表社員及び東光監査法人の代表社員であります。当社と両法人の間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役江口正夫氏は、海谷・江口・池田法律事務所の代表者であります。当社は、同法律事務所の代表者である同氏の間において法律顧問業務等の委託取引があり、弁護士報酬は、契約等に基づき決定しております。

② 各社外役員の当事業年度における活動状況

- ・社外取締役福田大助氏は、当事業年度に開催した定時取締役会6回中6回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
- ・社外監査役佐藤明充氏は、当事業年度に開催した定時取締役会6回中6回、また、当事業年度に開催した監査役会7回中7回に出席し、税理士及び公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
- ・社外監査役江口正夫氏は、当事業年度に開催した定時取締役会6回中6回、また、当事業年度に開催した監査役会7回中6回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

興亜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 3百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額 21百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積もりの妥当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「匿名組合の財産管理報告書に関する契約上定められた計算手続及び会計帳簿からの転記の正確性に関する確認業務」を委託して、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人にその職務を適切に遂行することが困難であると認められる事態が生じた場合、その他解任又は不再任が適切と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 会社の業務の適正を確保するための体制

1. 会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守は企業活動において最重要課題のひとつと位置づけ、代表取締役社長及び各取締役が主導又は関与して法令違反が行われないよう、監督できる体制を構築・維持する。
- ② 法令等の遵守の重要性を全役職員に周知徹底するために、「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長及び各取締役は、率先垂範して取り組むとともに、浸透に努める。
- ③ 法令違反行為又は違反するおそれのある行為等の事実を知った場合の対処方法などの役職員の義務等を、社内に周知し、コンプライアンス体制を推進する。
- ④ 反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- ⑤ 法令違反行為又は違反するおそれのある行為を監視するモニタリング機能の維持強化に努める。
- ⑥ 法令違反行為が行われた場合に、速やかに対応策を講じることができる体制を構築するとともに、必要となる対外公表を適時適切に行う体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 企業活動における情報保存管理の重要性を認識し、情報の作成・保存・管理のあり方を周知徹底するために、社内諸規程を適時適切に見直す体制を維持する。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を構築・維持する。
- ③ 適時開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集される体制を構築するとともに、開示情報に虚偽記載や重大な欠落が起こらないように努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 健全な企業活動の維持継続に障害となるリスク等について、リスク管理に関する規程に基づき、日常的に継続してリスクを認識・分析・評価する体制を構築するとともに適切に管理する。
- ② リスク管理においては、事故事例の掌握、社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境等の変化に応じ、適時適切に対策を講じる。
- ③ 内部監査室はリスク管理状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に定期的に報告するとともに、監査役にも定期的に報告する。
- ④ 不測の事態が生じた場合や、リスクが顕在化しそうな事象が生じた場合に、当社内部から速やかに代表取締役社長に報告される体制を構築する。

- ⑤ 不測の事態が生じたり、リスクが顕在化した場合には、速やかに必要なリスク管理対策を講じるとともに、適時適切な情報開示を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社は社外取締役を選任し、業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、経営会議、その他の会議体において効率的な意思決定を図る。
- ② 取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。
- ③ 取締役の業務執行として、効率的に施策が立案・実施される体制を整備し、問題があれば適時に見直しを図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体に周知徹底を行う。
- ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の会社規範に照らし適切なものでなければならない。
- ③ 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、子会社等に損失のリスクが発生し、これを掌握した場合には、直ちに発見された損失のリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、代表取締役社長及び監査役に報告する体制を構築する。
- ④ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ① 監査役の職務を補助するため、担当部署及び使用人を定める。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人を含め、監査役から監査業務に必要な指示・命令を受けた使用人は、当該指示・命令に関して代表取締役社長、取締役等の指揮命令を受けない。
- ② 監査役の職務を補助すべき人員の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査役の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役・使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたとき及び監査役が報告を求めたときは、速やかに監査役に報告する。
- ② 取締役は、取締役会のほか、監査役が出席する経営会議等重要な会議において、適時に報告をする。
- ③ 監査役は、重要な会議の資料、業務執行の意思決定に関する資料、その他重要な書類を適時に閲覧することができる。
- ④ 監査役への報告を理由として役職員を不利に扱うことを禁止する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 各監査役は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査役は取締役会のみならず他の社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて代表取締役社長に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
- ② 監査役による会計監査については、監査役が当社の会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、実効性を高める。
- ③ 監査役の職務執行に必要な費用は、会社が負担する。

(10) 財務報告の信頼性を確保する体制

- ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
- ② 代表取締役社長は、本体制に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

2. 当事業年度における運用状況の概要

(1) 取締役会その他会議体の運用

当社では、社外取締役1名及び社外監査役2名を交えた取締役会を毎月開催しており、主要な業務運営状況について定期的に報告するとともに、職務権限表に基づく決裁事項を上程、決議しております。

また、定期的に経営陣による経営会議を開催し、業務運営に関わる重要な事項を報告、協議しております。

さらに、当社子会社では、一定以上の金額のプロジェクトを開始するに当たっては、常勤取締役及び執行役員で構成するプロジェクト会議の決議を必要とし、業務運営の適正性を確保しております。

(2) コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員を選任し、必要に応じてコンプライアンス状況について確認を行う体制を整えております。

(3) 監査体制

監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、全社的な業務運営体制について適切な監視を行っております。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項でありますので、当社といたしましては基本方針の策定について検討を行っており、今後も検討を継続していく所存です。

(本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	【14,104,073】	流動負債	【7,287,441】
現金及び預金	2,820,380	買掛金	375,318
売掛金	21,075	短期借入金	3,463,700
販売用不動産	5,941,462	1年内返済予定の社債	110,000
仕掛販売用不動産	3,833,809	1年内返済予定の長期借入金	1,434,014
前渡金	262,870	リース債務	565
前払費用	258,449	未払金	167,537
その他	966,926	未払費用	5,867
貸倒引当金	△900	未払法人税等	264,610
固定資産	【9,524,092】	未払消費税等	18,278
有形固定資産	(8,855,676)	前受金	1,271,362
建物及び構築物	4,971,095	預り金	120,782
機械装置及び運搬具	0	前受収益	54,473
工具、器具及び備品	2,087	その他	930
土地	3,811,199	固定負債	【11,993,317】
建設仮勘定	71,293	社債	40,000
無形固定資産	(106,853)	長期借入金	11,160,869
借地権	106,119	繰延税金負債	11,546
リース資産	376	長期預り敷金保証金	445,321
その他	357	資産除去債務	124,206
投資その他の資産	(561,562)	その他	211,371
投資有価証券	117,705	負債合計	19,280,758
出資金	19,820	純資産の部	
長期前払費用	73,993	株主資本	【4,313,070】
繰延税金資産	96,010	資本金	250,000
その他	254,032	資本剰余金	967,457
繰延資産	【1,886】	利益剰余金	3,702,872
社債発行費	1,886	自己株式	△607,258
資産合計	23,630,052	その他の包括利益累計額	【△45,695】
		その他有価証券評価差額金	△33,851
		繰延ヘッジ損益	△11,135
		為替換算調整勘定	△707
		新株予約権	【81,918】
		純資産合計	4,349,293
		負債純資産合計	23,630,052

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,757,440
売上原価		11,154,984
売上総利益		2,602,455
販売費及び一般管理費		1,478,087
営業利益		1,124,368
営業外収益		
受取利息	2,815	
受取配当金	5,897	
違約金収入	146,793	
その他	50,701	206,207
営業外費用		
支払利息	245,905	
社債利息	530	
支払手数料	47,282	
為替差損	24,835	
その他	33,177	351,731
経常利益		978,843
税金等調整前当期純利益		978,843
法人税、住民税及び事業税	319,270	
法人税等調整額	9,337	328,607
当期純利益		650,236
親会社株主に帰属する当期純利益		650,236

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	483,934	733,535	3,316,382	△12	4,533,839
当期変動額					
株式移転による変動	△233,934	233,934			—
剰余金の配当			△263,745		△263,745
親会社株主に帰属する当期純利益			650,236		650,236
自己株式の消却		△12		12	—
自己株式の取得				△607,258	△607,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△233,934	233,921	386,490	△607,246	△220,768
当期末残高	250,000	967,457	3,702,872	△607,258	4,313,070

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△18,997	△5,130	△1,633	△25,762	32,010	4,540,087
当期変動額						
株式移転による変動						—
剰余金の配当						△263,745
親会社株主に帰属する当期純利益						650,236
自己株式の消却						—
自己株式の取得						△607,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△14,853	△6,005	926	△19,932	49,908	29,975
当期変動額合計	△14,853	△6,005	926	△19,932	49,908	△190,793
当期末残高	△33,851	△11,135	△707	△45,695	81,918	4,349,293

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	【72,421】	流動負債	【32,660】
現金及び預金	71,771	未払金	3,150
前払費用	650	未払法人税等	14,234
固定資産	【4,226,413】	未払消費税等	4,729
投資その他の資産	(4,226,413)	預り金	10,545
関係会社株式	4,200,653	固定負債	【620,000】
繰延税金資産	25,759	長期借入金	620,000
		負債合計	652,660
		純資産の部	
		株主資本	【3,564,256】
		資本金	(250,000)
		資本剰余金	(3,899,765)
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	3,799,765
		利益剰余金	(21,750)
		その他利益剰余金	21,750
		繰越利益剰余金	21,750
		自己株式	(△607,258)
		新株予約権	【81,918】
		純資産合計	3,646,174
資産合計	4,298,835	負債純資産合計	4,298,835

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2020年7月1日 至2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
業 務 受 託 料	60,000	60,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		48,828
営 業 利 益		11,171
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	267	
支 払 手 数 料	1,395	1,662
経 常 利 益		9,509
税 引 前 当 期 純 利 益		9,509
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,518	
法 人 税 等 調 整 額	△25,759	△12,240
当 期 純 利 益		21,750

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2020年7月1日 至2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 剰余金				
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額									
株式移転による 増加	250,000	100,000	3,799,765	3,899,765				4,149,765	
当期純利益					21,750	21,750		21,750	
自己株式の取得							△607,258	△607,258	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	250,000	100,000	3,799,765	3,899,765	21,750	21,750	△607,258	3,564,256	
当期末残高	250,000	100,000	3,799,765	3,899,765	21,750	21,750	△607,258	3,564,256	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	-
当期変動額		
株式移転による 増加	50,888	4,200,653
当期純利益		21,750
自己株式の取得		△607,258
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	31,029	31,029
当期変動額合計	81,918	3,646,174
当期末残高	81,918	3,646,174

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

株式会社L Aホールディングス
取締役会 御中

興 亜 監 査 法 人
東京都千代田区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 松 村 隆 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 近 田 直 裕 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社L Aホールディングスの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社L Aホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

株式会社L Aホールディングス
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 松村 隆 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 近田直裕 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社L Aホールディングスの2020年7月1日から2020年12月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2020年12月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相応であると認めます。

2021年3月3日

株式会社 LAホールディングス 監査役会

常勤監査役	神 保 剛	㊟
社外監査役	江 口 正 夫	㊟
社外監査役	佐 藤 明 充	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化と将来の事業展開を勘案しながら業績に応じて配当を実施することとし、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとした配当性向を「20%以上30%目標」とする利益還元を目指すことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、当事業年度の業績等を勘案し、普通配当は1株につき37円といたしたいと存じます。また、当社グループ創業30周年を記念し、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すため、1株につき6円の記念配当を加え、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき43円（普通配当37円、記念配当6円）

総額196,910,717円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年3月31日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	わきた えい いち 脇田 栄一 (1968年7月30日生)	2012年6月 株式会社ラ・アトレ代表取締役副社長兼不動産管理部長 2013年3月 同社代表取締役社長（現任） 2020年3月 株式会社ラ・アトレレジデンシャル（現株式会社LAアセット）代表取締役社長（現任） 2020年7月 当社代表取締役社長（現任）	141,200株
2	じみのぶ や 自見 信也 (1961年9月29日生)	1990年12月 株式会社ラ・アトレにじゅういち（現株式会社ラ・アトレ）設立 同社常務取締役 1996年6月 同社専務取締役 2009年3月 株式会社ラ・アトレレジデンシャル（現株式会社LAアセット）代表取締役社長 2009年6月 株式会社ラ・アトレ代表取締役副社長 2011年6月 株式会社ラ・アトレレジデンシャル（現株式会社LAアセット）代表取締役社長退任 2012年2月 同社取締役 2012年4月 同社代表取締役社長 2012年6月 株式会社ラ・アトレ取締役不動産再生事業部長 2016年8月 株式会社ラ・アトレレジデンシャル（現株式会社LAアセット）取締役 2018年3月 株式会社ラ・アトレ取締役事業開発本部長（現任） 2020年3月 株式会社LAソリューション（現株式会社ラ・アトレレジデンシャル）取締役（現任） 2020年7月 当社取締役（現任）	68,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	<p style="text-align: center;">く り は ら か ず な り 栗 原 一 成 (1971年7月23日生)</p>	<p>1996年4月 三井物産株式会社入社 2000年7月 INGベアリング証券会社入社 2001年4月 日興証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）入社 2003年3月 プリヴェチャーリッヒ企業再生株式会社（現プリヴェ企業再生グループ株式会社）取締役最高財務責任者 2005年1月 日興アントファクトリー株式会社（現アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）入社 アント・コーポレートアドバイザー株式会社（現ACA株式会社）取締役 2011年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社 クレディ・スイス銀行東京支店入行 2019年5月 株式会社ラ・アトレ執行役員 2020年3月 同社取締役管理本部長（現任） 株式会社ラ・アトレレジデンシャル（現株式会社LAアセット）取締役（現任） 株式会社LAソリューション（現株式会社LAアセット）取締役（現任） 2020年7月 当社取締役（現任）</p>	12,000株
4	<p style="text-align: center;">ふ く だ だ い す け 福 田 大 助 (1955年10月27日生)</p>	<p>1980年4月 日本航空株式会社入社 1985年4月 株式会社日本興業銀行海外調査部出向 1990年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録 1998年6月 田中商事株式会社社外監査役 2004年6月 ジャパンパイル株式会社社外監査役 2011年9月 法政大学経営大学院講師 2016年6月 田中商事株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年9月 山王シティ法律事務所パートナー弁護士（現任） 2019年3月 株式会社ラ・アトレ社外取締役 2020年7月 当社社外取締役（現任）</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ あきもとじろう 秋元二郎 (1956年7月5日生)	1981年4月 興銀リース株式会社(現みずほリース株式会社) 入社 1989年12月 野村ファイナンス株式会社入社 2000年1月 野村証券株式会社入社 2000年6月 野村キャピタル・インベストメント株式会社取締役 2001年2月 N C I キャピタル株式会社代表取締役 2003年10月 野村プリンシパル・ファイナンス株式会社不動産投資チーム・ヘッド 2005年3月 野村証券株式会社退社 2005年3月 リエゾン・パートナーズ株式会社設立 同社代表取締役(現任) 2013年5月 日本シニア住宅リース株式会社設立 同社代表取締役(現任)	11,200株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 福田大助氏及び秋元二郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、福田大助氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、秋元二郎氏が原案どおり選任された場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者とした理由
- 福田大助氏は、過去に社外取締役又は監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する専門的な知見を有しており、また、同氏は既に当社の社外取締役として在任しており、公正かつ客観的な立場で意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定に際し、監督・指導等を大所高所から助言いただけるものと判断しております。
- 秋元二郎氏は、ヘルスケア施設事業分野における資金調達、投資、M&A等に係る各種アドバイザー会社の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の意思決定に際し適切な指導をお願いできるものと判断しております。

5. 当社は、福田大助氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。原案どおり同氏の再任が承認された場合、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、秋元二郎氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額決定の件

当社の取締役及び監査役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条の規定により、当社設立の日から本総会の終結の時までの総額として、取締役の報酬等の総額は年額175,000千円以内、監査役の報酬等の総額は年額50,000千円以内と定められておりますが、同条は当社定款附則第4条により本総会終結の時をもって削除されるため、改めて取締役及び監査役の報酬額についてご承認いただく必要がございます。

本総会終結後の取締役及び監査役の報酬等につきましては、経済情勢や諸般の状況を勘案し、取締役の報酬等の総額は年額175,000千円以内とし、監査役の報酬等の総額は年額50,000千円以内といたしたいと存じます。なお、取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分の給与を含まないものとします。

同報酬額については、業績、事業規模等に鑑み、相当であると考えております。

現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であり、監査役は3名ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）、また、監査役の員数は3名となります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型報酬制度の導入の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の固定報酬額は、第3号議案「取締役及び監査役の報酬額決定の件」によって、総額を年額175,000千円以内と上程させていただいております。

この固定報酬とは別枠で、経営環境の変化やコーポレート・ガバナンス体制の強化など諸般の事情を勘案し、下記Ⅱのとおり、当該事業年度の経常利益を基礎とした目標達成に応じて支給される、取締役（社外取締役を除く。以下、同様。）に対する業績連動型報酬制度を導入することといたしたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとします。

本制度の導入は、以上のような目的であり、当該制度の導入は相当であると考えております。

また、現在の取締役は5名（うち、社外取締役1名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は5名（うち、社外取締役2名）となります。

Ⅱ 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. 取締役の業績連動型報酬総額の上限

年額50,000千円以内とする。

2. 取締役の業績連動型報酬の支給条件及び総額の上限の算定方法

(1) 期首に開示した「経常利益の計画値」に対し、「期末経常利益見込額」が10%以上、上回っていること

(2) 事業年度の業績連動型報酬総額の上限の算定式

「業績連動型報酬総額の上限」

= (期末経常利益見込額 - 経常利益の計画値) × 見込み配当性向※

1株当たり配当

※「見込み配当性向」 =
$$\frac{\text{業績連動型報酬等の支給を加味して算出される1株当たり当期純利益}}{\text{1株当たり配当}}$$

3. 支給額の決定及び各取締役への配分方法

上記1及び2の上限金額の範囲内で当社取締役会において支給額総額を決定し、各取締役への配分については、当社取締役会決議により決定する。ただし、社外取締役には支給しない。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬制度の導入の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、当社の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。以下、同様。）に対して年額100,000千円以内の範囲内でストック・オプションを付与すること及び株式報酬型ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容を下記Ⅱのとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、以上のような目的であり、当該制度の導入は相当であると考えております。

また、現在の取締役は5名（うち、社外取締役1名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は5名（うち、社外取締役2名）となります。

Ⅱ 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、一般的価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくこととしております。なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

2. 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は1,000個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は100,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権1個当たり金1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から、割当日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上

株主総会会場のご案内

案内図

東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝16階「曙」
TEL：03-3437-2011



<交通アクセス>

- JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より徒歩7分。
(会場) 羽田空港から東京モノレール利用で浜松町駅まで23分。
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅<B1出口>より徒歩8分。
東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分。

